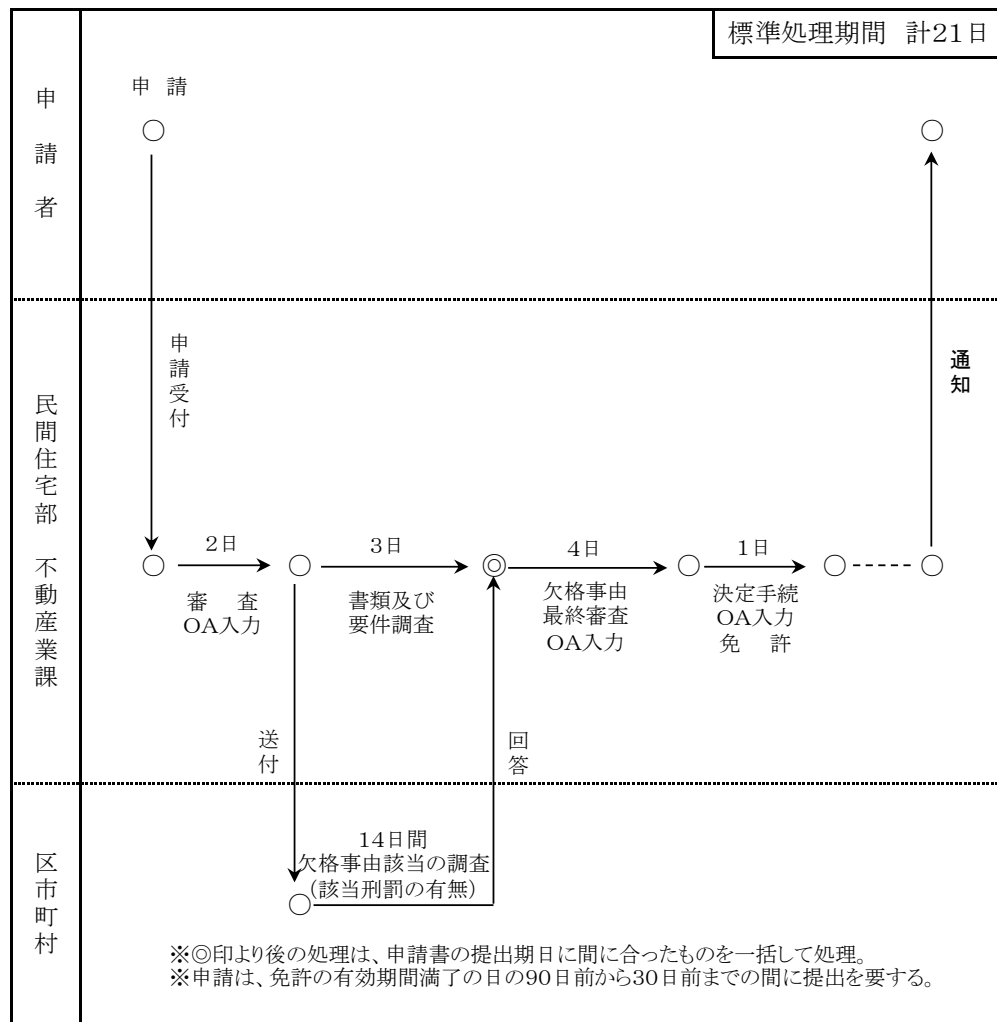


# 事務処理フロー図

作成部署 住宅政策本部民間住宅部不動産業課免許担当 電話30-394

事務名 宅地建物取引業者東京都知事免許更新事務

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請時審査	宅地建物取引業法(以下「法」といいます)第4条に基づき提出された申請書に、記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	OA入力	法第8条第2項に規定する申請法人の商号、役員の氏名等名簿記載事項を入力します。
3	欠格事由該当刑罰調査	申請者及び役員等が、法第5条第1項第3号等に該当するか否かを区市町村に照会します。
4	書類及び要件調査	申請書及び添付書類の不備等の再審査をします。事務所要件、専任の取引士の専任性の再審査をします。
5	最終審査OA入力	3、4、5を総合的に判断し、免許要件の有無を最終的に審査するとともに、3に該当しない旨をOA入力します。
6	決定手続、OA入力、免許	免許の諾否につき、不動産業課長が決定します。決定された免許につきOA入力します。
7	通知	申請者に免許の有効期間満了日に合わせて通知します。